防 火 管 理 者 資 格 講 習 案 内

宮崎県東児湯消防組合

多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物（事業所等）においては、消防法により資格を有する者のうちから「防火管理者」を選任するよう義務づけられています。この資格を取得するための講習を次のとおり実施します。

1　防火管理者の選任義務がある防火対象物

(1)　養護老人ホーム・グループホーム等で自力避難困難者が入所している福祉施設等において収容人員が１０名以上のもの

(2)　集会場・遊技場・料理店・物品販売店・旅館・病院・福祉施設（(1) に該当しないもの）・幼稚園等において収容人員が３０名以上のもの

(3)　共同住宅・学校・会社・工場・事務所等において収容人員が５０名以上のもの

2　講習の種類

甲種防火管理新規講習（消防法施行令第３条第１項第１号イ）

3　講習会場

高鍋町大字上江４５２６番地
宮崎県東児湯消防組合

4　受講資格

受講するための資格は特に必要としませんが、資格を取得し「防火管理者」となる場合は、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあることが必要です。

5　講習時間

★　第１日目　１１月１２日（木）
（受付時間）午前８時３０分～午前８時５０分　**※時間厳守**
午前９時００分～午後４時００分　防火管理の意義と制度、訓練ほか

★　第２日目　１１月１３日（金）
午前９時００分～午前１２時００分　防火管理の進め方と消防計画ほか

6　受講申込書提出先及び提出方法

⑴　郵送、持参の場合
〒８８４－０００６　児湯郡高鍋町大字上江４５２６番地
宮崎県東児湯消防組合　消防本部予防課
※　受講申込書は、宮崎県東児湯消防組合消防本部予防課、消防署及び各分遣所にあります。

⑵　mail の場合

mhs119yobou@aa.wakwak.com

件名に「甲種防火管理新規講習申込」と記載すること。

７　受講申込書の受付期間

令和８年１０月８日（木）から令和８年１０月２５日（日）まで

（郵送の場合は１０月２５日（日）必着）

※　定員は３０名の予定です。

なお、児湯郡の事業所で防火管理者未選任施設を優先します。

８　受講料等

受講料は無料ですが、テキスト代１，９８０円（税込み）が必要です。おつりのないようにお願いします。テキストは当日会場で販売します。

９　修了証の交付

所定の課程を受講された方には、修了証を交付します。

１０　感染症予防について

⑴　講習会を受講の際は会場に設置しているアルコール消毒液や非接触型体温計等の利用をお願いします。

⑵　研修受講にあたっては、訓練等の会話を伴う場面で着用をお願いすることがありますので、マスクを持参してください。また、感染状況に応じて常時着用をお願いする場合があります。

⑶　受講日に発熱や倦怠感がある場合は受講を中止し、消防署まで連絡してください。また、受付時の検温において３７．５度以上ある場合は、受講をご遠慮していただきます。

⑷　講習会場については、定期的に窓を開けるなど室内の換気に十分留意します。

１１　その他

※　昼食時間は１２時から１３時を予定しております。講習会場近くにコンビニ、飲食店等はありません。昼食は事前に各自で準備をするか、弁当（税込５５０円）を１日目の受付時に注文する事もできます。

弁当を注文される方は、おつりのないようにお願いします。食物アレルギーについては対応していません。

※　服装については、訓練がありますので初日は軽装でお願いします。

１２　問合せ先

宮崎県東児湯消防組合消防本部　予防課まで

電話　０９８３（２２）１３６８

ホームページ　http://www.hfd119miyazaki.jp

１３　講習会場は、「会場案内図」をご覧ください。

「会場案内図」

